

－ 審査事務規程の一部改正について（第23次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年5月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第174回及び第175回会合関係]

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付位置に関し、細目告示別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第146号の技術的な要件を適用することとします。[7-24]

対象車：平成31年1月2日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

- その他、協定規則の改訂に伴う改正を行います。

[中央環境審議会第13次答申関係]

- 自動車の排出ガス規制について、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車についてはPM排出量規制を導入します。

また、ガソリンを燃料とする二輪自動車について、モード走行に係る排出ガス規制値及びアイドリングに係る規制値を強化します。[6-55、7-55]

対象車：令和2年12月1日以降の新型車

令和4年11月1日以降の継続生産車

[騒音防止装置関係]

- 平成28年騒音規制が適用される使用の過程にある四輪自動車の騒音規制値の変更

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないことを確認する相対値規制を適用します。[7-53、8-53]

※二輪自動車については、審査事務規程第16次改正時に同様の改正を実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347